

令和5年12月28日

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内野 優

令和6年1月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されることに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和6年1月の貸し付け分に適用する。

I 元金均等償還

(%)

区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
10	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5	0.4
15	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5
20	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7
25	1.2	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8

II 元利均等償還

(%)

区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
10	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5	0.4
15	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5
20	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7
25	1.2	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年3%」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしています。

これにより、令和6年1月の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率(その率が0.01%を下回ったときは0.01%)とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。